

検察の不服申し立て維持へ

再審見直し 来月に答申

刑事裁判をやり直す「再審」制度の見直しをめぐり、法務省は20日、法制審議会（法相の諮問機関）の部会に、刑事訴訟法の改正に向けた試案を示した。裁判所の再審開始決定に対する検察の不服申し立て禁止は盛り込まれず、政府法案では不服申し立て権限が維持される方向となった。

▼2面々なお懸念

証拠開示 限定的に義務化案

袴田さんの再審請求と検察の不服申し立て



試案には、裁判所が一定の条件下で検察に証拠開示命令を出す規定などを明記。ただし、開示対象は、再審請求理由と関連性があり、再審開始決定の可否を判断するうえで必要性があり、開示しても弊害がないと判断された範囲に限定される。法制審は2月12日に

も、試案に基づく要綱をた免田栄さんの場合、初

法相に答申。法務省は衆院選後の国会に刑事法改正案を提出する方針だ。検察の不服申し立てを禁止するかどうかは、今回の見直しで、証拠開示のあり方と並ぶ焦点だ。現行法では、「無罪を言い渡すべき明らかかな新証拠」というハードルを越え、裁判所が再審開始決定を出しても、検察の不服申し立てが可能。再審開始が確定し、再審公判が始まるまで長い年月がかかり、冤罪からの救済が遅れる一因になっているとの批判がある。

熊本県の一家殺傷事件で死刑とされた後、1983年に再審無罪となった

めでの再審開始決定から再審開始確定まで24年。福井女子中学生殺害事件で無罪になった前川彰司さんは13年、静岡一家殺害事件で無罪になった袴田巖さんも9年要した。法制審の部会で弁護士らは、検察と弁護側が主張し合う通常の刑事裁判と違い、再審請求審では検察が当事者ではないため、不服申し立ての権限はないと指摘。再審公判で主張を尽くせばよいとして禁止を求めた。これに対し刑事法学者らは、上訴制度全体との整合性がとれなくなると反論。再審開始決定は確定判決の見直しにつながる得る重大な判断で、不服申し立て権限を維持すべきだと訴え、これが多数意見となっていた。不服申し立てをめぐっては、超党派の国会議員連盟（会長＝柴山昌彦・自民党政調会長代理）が禁止を明記した議員立法案をまとめており、政府法案の与党審査や国会審議で争点となりそう